



平成 28 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 卑弥呼
代表者名 代表取締役会長兼社長 柴田 一
(コード：9892、JASDAQ・スタンダード)
問合せ先 管理部マネージャー 藤原 督大
(TEL. 03-5485-3711)

投資有価証券売却損及び投資有価証券売却益並びに 投資有価証券評価損戻入の発生に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、投資有価証券を売却すること（以下「本投資有価証券売却」といいます。）について決議いたしました。

当該投資有価証券売却に伴い、投資有価証券売却損及び投資有価証券売却益が発生いたしましたので、お知らせいたします。

また、「その他有価証券」に区分される保有投資有価証券のうち、平成 28 年 3 月期第 3 四半期において投資有価証券評価損を計上いたしました。平成 28 年 3 月期第 4 四半期において当該投資有価証券の売却により投資有価証券評価損の戻入を行いました。

この結果、平成 28 年 3 月期第 4 四半期会計期間において戻入益を計上することになりましたので、お知らせいたします。

1. 投資有価証券売却の理由

本日別途公表いたしました「合同会社 H S H による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、当社の取締役会は、合同会社 H S H（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、その所有する当社株式を本公開買付けに応募することを推奨する旨決議いたしました。

この点、公開買付者は、当社の保有する投資有価証券について、本公開買付け後の当社の経営には必要ないと判断し、たため、当社が当該投資有価証券を第三者に売却することを前提として本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を算定していたところ、当該投資有価証券を市場等で売却する場合には、売却に伴い手数料が発生することに加え、一度にまとまった株数を売却しなければならないため、市場の需給バランスが崩れ売却価格が下がる懸念がありました。そこで、公開買付者は、売却に伴うコストが軽減される方法として、当該投資有価証券の時価による相対取引での売却の可能性を検討しておりましたが、新たに売却先を模索することは公開買付者が企図する本取引（公開買付者が本公開買付け等により当社株式の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とする取引をいいます。以下同じとします。）の情報及び管理の観点から好ましくなく時間的にも十分ではないと思われたと

ころ、株式会社おさむが時価にて当該投資有価証券を買い取ることが手続上最も簡易であり、当社にとって最善の方法であるとの考えに至ったとのことです。そこで、公開買付者によれば、公開買付者及びその完全親会社である株式会社リサ・パートナーズ（以下「リサ・パートナーズ」といいます。）は、株式会社おさむとの間の本公開買付けに応募する旨の合意書（以下「応募合意書」といいます。）において、本公開買付けが成立し、かつその決済が完了することを条件として、株式会社おさむが当社の所有する当該投資有価証券を平成 28 年 2 月 29 日（以下「基準日」といいます。）時点の時価で買い取ることにより平成 28 年 3 月 18 日に合意したとのことであり、本公開買付価格はかかる株式会社おさむに対する売却を前提として設定されたとのことです。これを受け、当社は、株式会社おさむに対し、本公開買付けが決済され、株式会社おさむが指定する口座に本公開買付けに係る売却代金が振り込まれる日（平成 28 年 5 月 31 日を予定）において、当該投資有価証券を平成 28 年 2 月 29 日時点の時価で売却することといたしました。

2. 投資有価証券売却の内容

(1) その他有価証券（デリバティブ内包型債券）

- ① 売却価額 1,095 百万円
- ② 帳簿価額 2,000 百万円
- ③ 売却損（営業外費用） 904 百万円

(2) その他有価証券（株式、債券）

- ① 売却価額 1,966 百万円
- ② 帳簿価額 1,781 百万円
- ③ 売却益（特別利益） 185 百万円

3. 相手先の概要

(1) 名 称	株式会社おさむ	
(2) 所 在 地	東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目 13-12	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 柴田一	
(4) 事 業 内 容	有価証券の保有及び運用	
(5) 資 本 金	29 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 63 年 12 月 1 日	
(7) 純 資 産	1,010 百万円	
(8) 総 資 産	2,395 百万円	
(9) 大株主及び持株比率	柴田一（55.0%）	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	当該会社は当社の株式 2,506 千株（持株比率 19.3%）を保有しております。
	人 的 関 係	当社の取締役 1 名が当該会社の取締役を兼任しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は当社の支配株主であります。

4. 譲渡の日程

(1) 取締役会決議日	平成28年3月18日
(2) 契約締結日	平成28年3月18日
(3) 引渡期日	平成28年5月31日(予定)

5. 平成28年3月期第4四半期における投資有価証券評価損

当社は、平成28年3月期第3四半期までに投資有価証券評価損368百万円を営業外費用として計上しておりましたが、上記「2. 投資有価証券売却の内容(1) その他有価証券(デリバティブ内包型債券)」の売却に伴い、投資有価証券評価損の戻入れを行いました。

平成28年3月期第4四半期会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)の投資有価証券評価損の総額(=A-B)	△368百万円 (△:戻入益)
(A)平成28年3月期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の投資有価証券評価損の総額	—百万円
(B)直前四半期(平成28年3月期第3四半期)累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)の投資有価証券評価損の総額	368百万円

※ 四半期における投資有価証券の評価方法は、洗替え方式を採用しております。

6. 今後の見通し

本日公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、平成28年3月期(平成27年4月1日～平成28年3月31日)の業績予想を変更しております。

7. 支配株主との取引等に関する事項

当社は、平成27年12月25日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、当社は原則として支配株主及びその近親者と取引を行わないことを基本方針としている旨を示しております。

本投資有価証券売却は、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当することになりますが、上記指針の趣旨は、支配株主及びその近親者との取引が公正性・利益相反の観点から典型的に問題となりやすいことから、このような取引を行わないというものであるところ、当社は、以下のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、上記指針が懸念するところは実質的に回避されていると考えられることから、かかる対応は上記指針に適合していると考えております。

(1) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本投資有価証券売却は、公開買付者からの要請に従い、当該投資有価証券の市場等での売却に代えて、売却に伴うコストを軽減するため、その指定に係る基準日時点の時価(株式については基準日の各市場における終値、債券については証券会社から取得した時価情報に係る時価)にて株式会社おさむに対し譲渡しようとするものです。

また、本投資有価証券売却は、公開買付者が本公開買付け等により当社株式

の全てを取得し、当社を公開買付者の完全子会社とする本取引の一環として行われるものであるところ、当社の取締役のうち、代表取締役会長兼社長の柴田一氏は株式会社おさむの代表取締役を兼務しているため、取締役の柴田政男氏は公開買付者及びリサ・パートナーズとの間で応募合意書を締結しているため、また、取締役の西崎泉氏は、ニンバスアソシエイツ株式会社の代表取締役社長を兼務しているところ、同社は本取引に関する当社のフィナンシャル・アドバイザーであり、そのアドバイザー・フィーの一部は本取引の成立が条件とされていることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点から、本投資有価証券売却に関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

さらに、当社の取締役である臼田啓之氏は、当社の本公開買付けを含む本取引に関するリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士としての地位を有していることを受け、本取引に関する利害関係のおそれを払拭しつつ、取締役会の定足数を確実に満たすという観点から、まず（i）柴田一氏、柴田政男氏、西崎泉氏及び臼田啓之氏を除く1名の取締役において審議の上、決議を行い、さらに、（ii）臼田啓之氏を加えた2名の取締役においてあらためて審議の上、全員一致により同一の決議を行うという二段階の手続を経ております。

（2）本投資有価証券売却が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本公開買付け及び本投資有価証券売却を含む本取引の公正性を確保すべく、平成28年2月16日に、支配株主並びにリサ・パートナーズ及び公開買付者との間に利害関係を有しない者として、社外監査役の荒井勝氏、浅田千秋氏及び高見現人氏（なお、上記3名の社外監査役は、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ております。）に対して、本取引が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をいたしました。その結果、平成28年3月18日付で、上記3名の社外監査役は連名で、本投資有価証券売却に関して、その目的は、本取引の一環をなすものとして、公開買付者からの要請に応じて、本公開買付価格の最大化のため当該投資有価証券を基準日時点の時価で固定化することにあること、また、その対価も、本投資有価証券売却における売却価額は、基準日時点の客観的な時価によるものであることその他の事情を前提にすると、本投資有価証券売却を含む本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではないと認められるものとしております。

なお、かかる意見においては、本公開買付けを含め、少数株主にとって不利益なものではないと認められるものとしております。

以 上